５．退職給付に係る引当金の計上基準

確定給付企業年金等から支給される年金給付については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、発生年度に全額を費用処理する方法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ．資産除去債務に関する事項

当機構は、賃貸契約に基づく事務所等の退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅴ．税効果会計

該当事項はありません。

Ⅵ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅶ．固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

１．退職給付関係

①　採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付型年金制度（積立金制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（④に掲げられたものを除く）

（単位：円）

期首における退職給付債務	679,769,655
勤務費用	36,568,863
利息費用	2,964,546
数理計算上の差異の当期発生額	△ 26,012,326
退職給付の支払額	△ 18,492,074
過去勤務費用の当期発生額	△ 86,860,434
制度加入者からの拠出額	20,274,600
期末における退職給付債務	608,212,830

③　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における年金資産	232,121,367
期待運用収益	3,946,063
数理計算上の差異の当期発生額	△ 61,489,337
事業主からの拠出額	102,985,472
退職給付の支払額	△ 18,492,074
制度加入者からの拠出額	20,274,600
期末における年金資産	279,346,091

④　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付引当金	76,581,700
退職給付費用	27,613,900
退職給付への支払額	△ 6,592,000
期末における退職給付引当金	97,603,600

⑤　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	608,212,830
年金資産	△ 279,346,091
積立型制度の未積立退職給付債務	328,866,739
非積立型制度の未積立退職給付債務	97,603,600
小計	426,470,339
未認識数理計算上の差異	△ 169,300,633
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257,169,706
退職給付引当金	257,169,706
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257,169,706